

令和7年度第1回滋賀県特別支援教育支援委員会

期 日 令和7年9月2日(火)

時 間 14:00～16:00

会 場 滋賀県庁北新館5階5-A 会議室
(オンライン同時開催)

1 開会・あいさつ

2 委員紹介

3 会長・副会長の選出

4 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割および議題について

5 議 事

(1)本県における特別支援教育の現状と課題について

(2)今後の本県特別支援教育の取組について

「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」の次期計画の策定に向けて

6 閉 会

< 配付資料 >

委員名簿

資料1 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割および議題について

資料2 本県の特別支援教育の現状と課題について

資料3 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン 次期計画(たたき台)

参考資料 滋賀県附属機関設置条例

滋賀県特別支援教育支援委員会規則

滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項

滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領

令和7年度
第1回滋賀県特別支援教育支援委員会
資料

○委員名簿2

○資料1 滋賀県特別支援教育支援委員会の役割および議題について.....3

○資料2 本県の特別支援教育の現状と課題について.....4

○資料3 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン 次期計画(たたき台).....33

○参考資料 滋賀県附属機関設置条例.....35
滋賀県特別支援教育支援委員会規則.....37
滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項.....39
滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領.....40

令和7年9月2日(火)

滋賀県教育委員会事務局特別支援教育課

令和7年度 滋賀県特別支援教育支援委員会 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
医 師	宇 野 正 章	滋賀県医師会:小児科医	
	上ノ山 一 寛	滋賀県医師会:精神科医	オンライン
	福 田 正 悟	滋賀県医師会:学校医	オンライン
学識経験 を有する者	白 石 恵理子	滋賀大学名誉教授	
	磯 部 美也子	奈良大学社会学部教授	
	桜 井 弥 生	滋賀県発達障害者支援センター職員 (滋賀県発達障害者支援センター副所長)	
教育機関の 職員	清 水 義 文	特別支援学校教職員:視覚障害 (県立盲学校長)	
	福 井 亜由美	特別支援学校教職員:病弱 (県立守山養護学校長)	
	澤 靖 子	特別支援学校教職員:知的障害・肢体不自由 (県立三雲養護学校副校長)	
	中 塚 薫	特別支援学校教職員:聴覚障害 (県立聾話学校長)	
	柏 原 淳	特別支援学校教職員:知的障害 (県立北大津高等養護学校長)	
	木 村 政 秀	県特別支援教育研究会会長 (日野町立桜谷小学校長)	
	池 寄 繁 伸	特別支援学級設置校教職員 (県特別支援学級・通級指導教室設置校長会長 彦根市立河瀬小学校長)	オンライン
	吉 田 順 子	特別支援学級等担当教員 (長浜市立東中学校特別支援学級担当教諭)	
	徳 田 景 子	幼稚園等教職員 (滋賀県国公立幼稚園・こども園長会会長 草津市立山田こども園長)	
	田 中 俊 夫	県立高等学校教職員 (県立信楽高等学校長)	
	吉 原 比呂美	県総合教育センター職員 (特別支援教育係長)	
県の職員	佐 藤 雅 明	県健康医療福祉部障害福祉課長	
	大久保 法 彦	県中央子ども家庭相談センター所長	
	糸 田 憲 治	県大津・高島子ども家庭相談センター所長	

滋賀県特別支援教育支援委員会の役割について**担任する事務**

教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること

滋賀県特別支援教育支援委員会の議題について

1 令和6年度 議事内容

【第1回(令和6年9月13日)】

- 本県における特別支援教育の現状と課題・施策について
- 今後の本県特別支援教育の取組について
 - 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」の次期計画の策定に向けて
- 就学指導の課題と具体的取組について
 - 「知的障害の程度に関する統一的な指標」の改訂について

【第2回(令和7年2月7日)】

- 就学指導の課題と具体的取組について
 - 「知的障害の程度に関する統一的な指標」の改訂について
- 切れ目ない支援体制の構築について
 - 特別支援教育に係る実態調査の結果等
- 本県の特別支援教育の現状と課題・施策について
 - 1 取組状況の報告
 - ・副籍制度
 - ・職業教育充実事業
 - ・高等学校特別支援教育体制整備事業
 - 2 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」次期計画の策定に向けて

2 令和7年度 議事内容

【第1回(令和7年9月2日)】

- 本県における特別支援教育の現状と課題について
- 今後の本県特別支援教育の取組について
 - 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」の次期計画の策定に向けて

【第2回(令和8年2月予定)】

- 今後の本県特別支援教育の取組について
 - 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン」の次期計画の策定について 他

令和7年9月2日

令和7年度第1回 滋賀県特別支援教育支援委員会

本県における特別支援教育の現状と課題

滋賀県教育委員会事務局
特別支援教育課



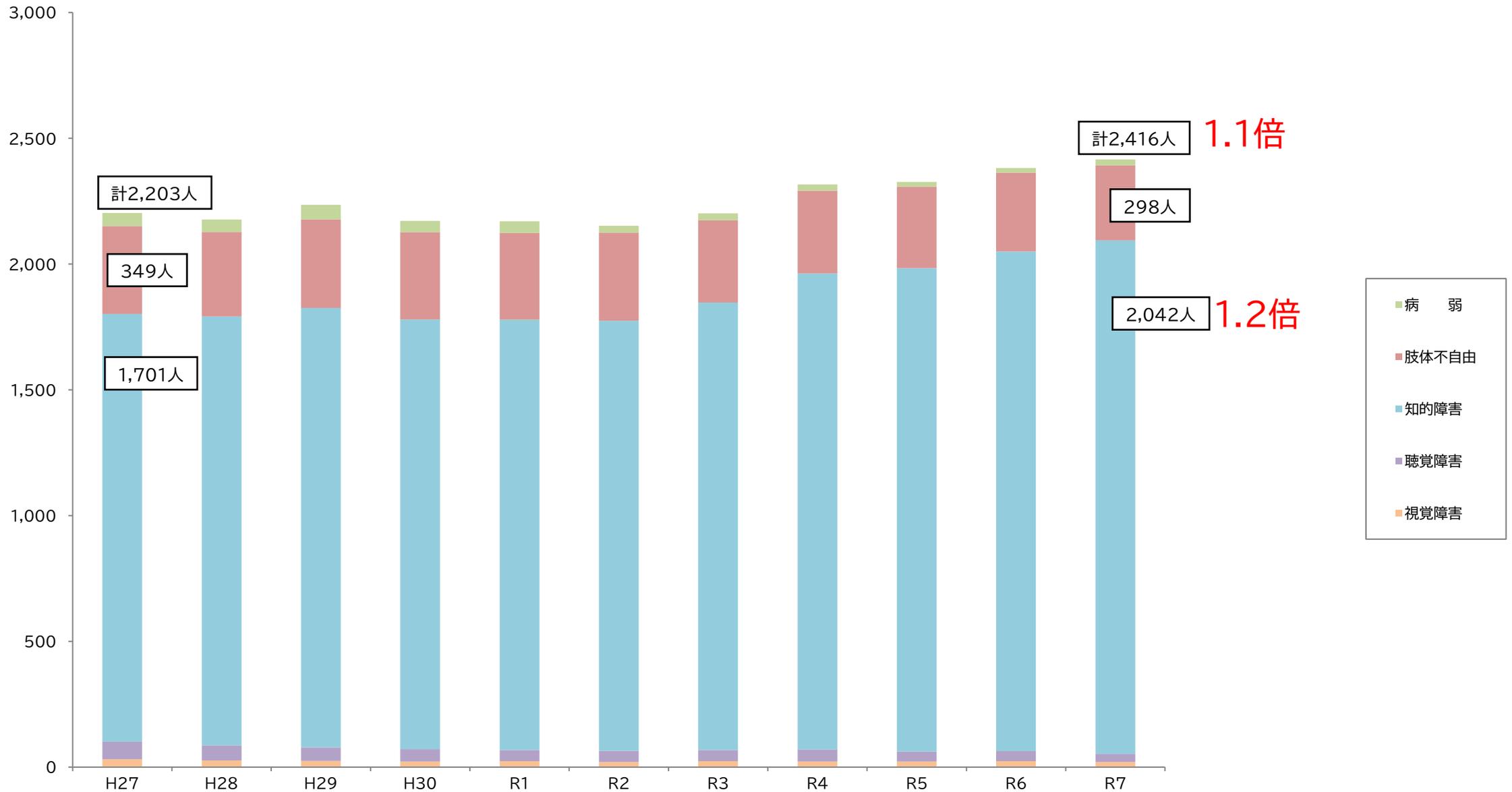
滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン) 「課題」に対する現状からの考察

課題(平成27年)

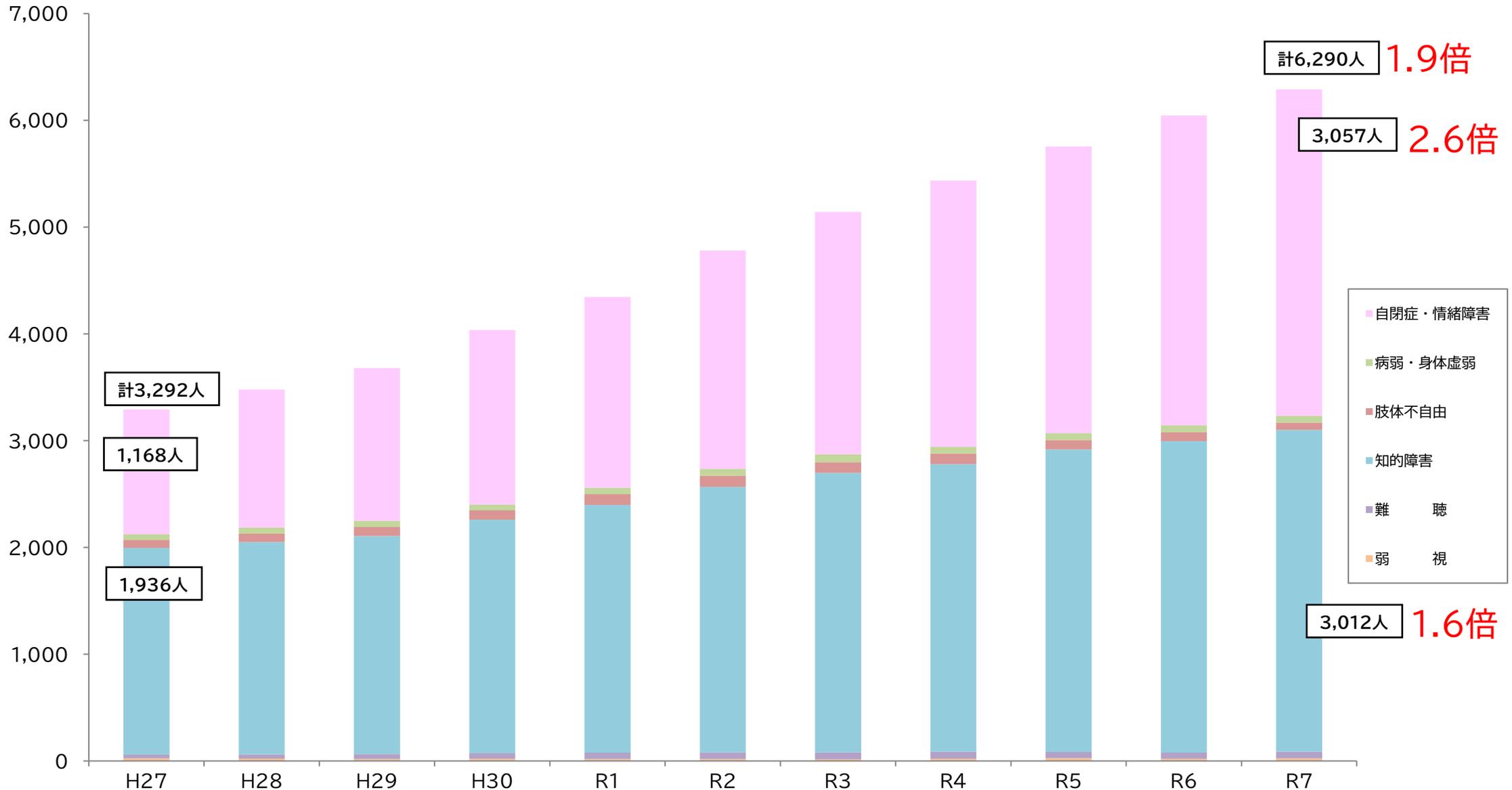
- (1) 特別な支援を必要とする児童生徒数の増加
→ 指導の充実と教育環境の整備
- (2) 就学時の状況において、本県義務教育段階の特別支援学校在籍数の割合が全国に比して高く(H26全国:0.68% 本県:0.99%)、特別支援学校や特別支援学級への就学率に市町間で大きな差がある。
→ 市町間で就学率等に差がある状況を踏まえた適切な就学相談の推進
- (3) 全国に比して、本県特別支援学校高等部卒業生の就職率が低く、就職希望者も3割程度
→ 職業的自立をめざした取組の充実

(1) 特別な支援を必要とする児童生徒数の増加

県立特別支援学校の幼児児童生徒数の推移

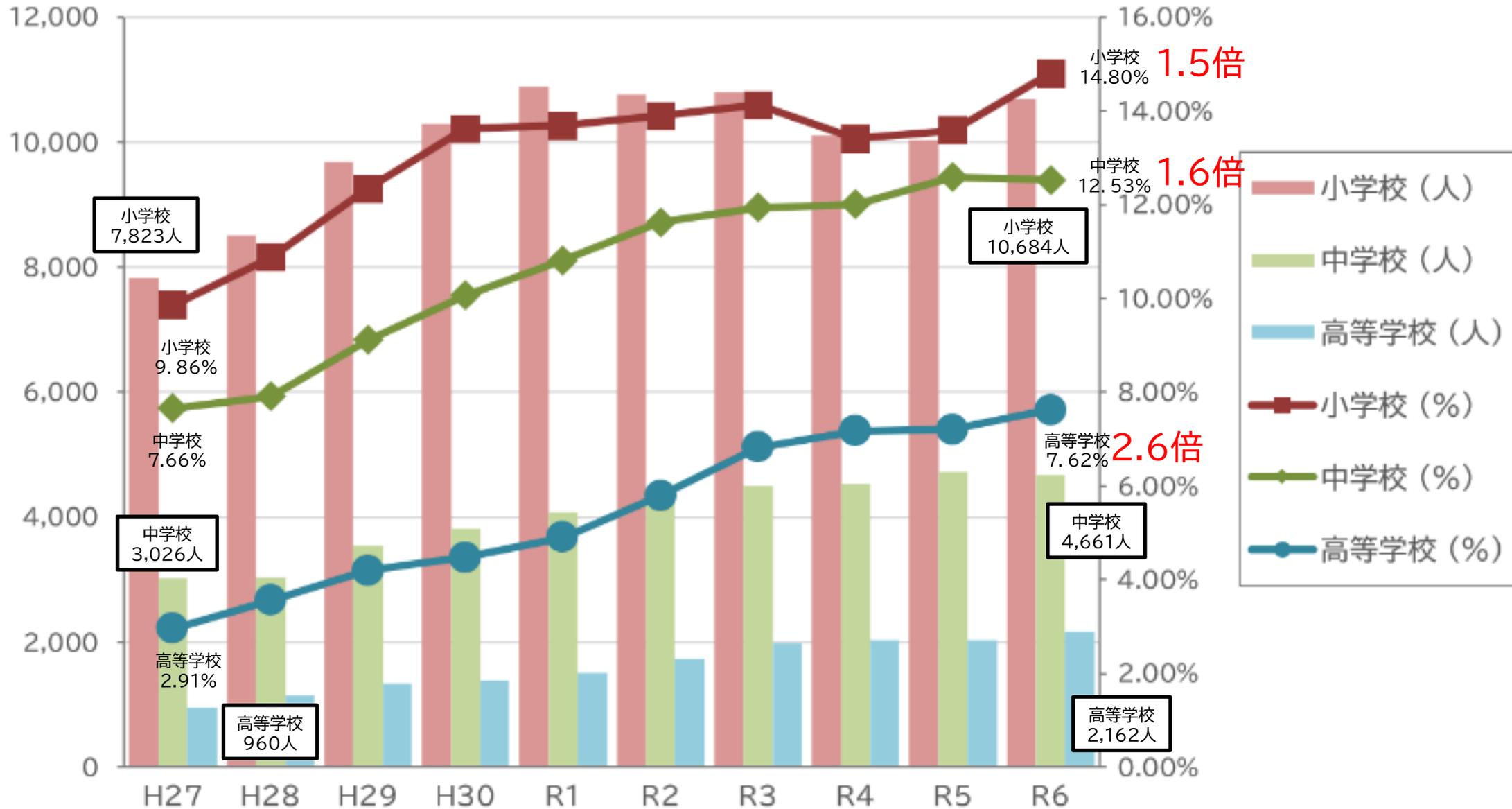


市町立小・中学校および義務教育学校特別支援学級の児童生徒数の推移



公立小中高等学校の通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒数の状況

(毎年度9月1日現在)



本県の小中学校における**通級**による指導を受けている 児童生徒数の推移

年度	児童生徒数		小・中 合計	教室数
	小	中		
H27	1,098	126	1,224	61
H28	1,135	148	1,283	62
H29	1,226	172	1,398	70
H30	1,276	205	1,481	74
R1	1,353	282	1,635	86
R2	1,465	277	1,742	93
R3	1,476	376	1,852	100
R4	1,597	451	2,048	111
R5	1,703	509	2,212	121
R6	1,741	527	2,268	129
R7	1,862	587	2,449	139

1.70倍 4.66倍 2.00倍 2.28倍

児童生徒数は、
毎年5月1日現在

参考：
令和7年度
県内公立小中学校等の
通級指導教室設置数

校種	学校数	教室数
小学校 (義務教育学校前期課程)	220	105
中学校 (義務教育学校後期課程)	95	34
県立 中学校	3	0

【指導の充実】教員の指導力や専門性の向上

特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策

(令和4年3月31日特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告)

●が検討会議のアウトプット・方向性



文部科学省

現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ 特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ 多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ 特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたつて計画的に育成・配置されているとありがたい状況。

① 養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）



養成段階

② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験



初任者～10年目

③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実
- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



管理職



中堅（10年目～）

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- | | |
|----------|--|
| 【養成】 | ・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学教 |
| 【採用】 | ・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数 |
| 【キャリアパス】 | ・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無 |
| 【研修】 | ・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等 |

④ 研修（校外）による専門性向上

- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化（NISE）
- 研修の手引作成（NISE）

初任者研修 中堅教諭等資質向上研修 主任研修、管理職研修 等

- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実



スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7：策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4 又は R6.4：コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

【指導の充実】教員の指導力や専門性の向上

県内教員の特別支援教育に関する経験について

(採用後10年以内の教員 文部科学省「令和5年度特別支援教育に関する調査」より)

a) 採用後10年 目までの正 規雇用の教 師の人数	1 a)のうち特 別支援学校 の教職経験 が2年以上	2 a)のうち特 別支援学級 の学級担任 の教職経験 が2年以上	3 a)のうち特 別支援学級 の教科担任 の教職経験 が2年以上	4 a)のうち通 級による指 導の経験が2 年以上	5 a)のうち特 別支援教育 コーディネー ターの教職経 験が2年以上	6 1～5いづれ も経験なし
3750人	21人	165人	495人	10人	61人	3078人
	0.56%	4.40%	13.20%	0.27%	1.62%	82.08%

(複数回答有り)

【指導の充実】教員の指導力や専門性の向上

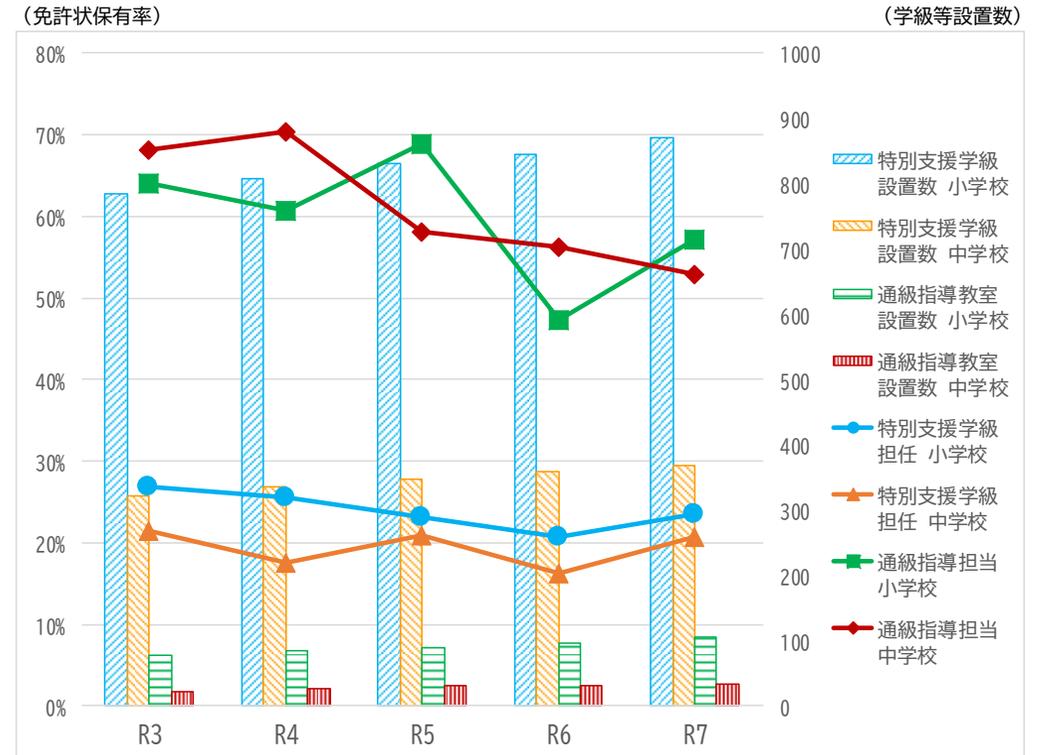
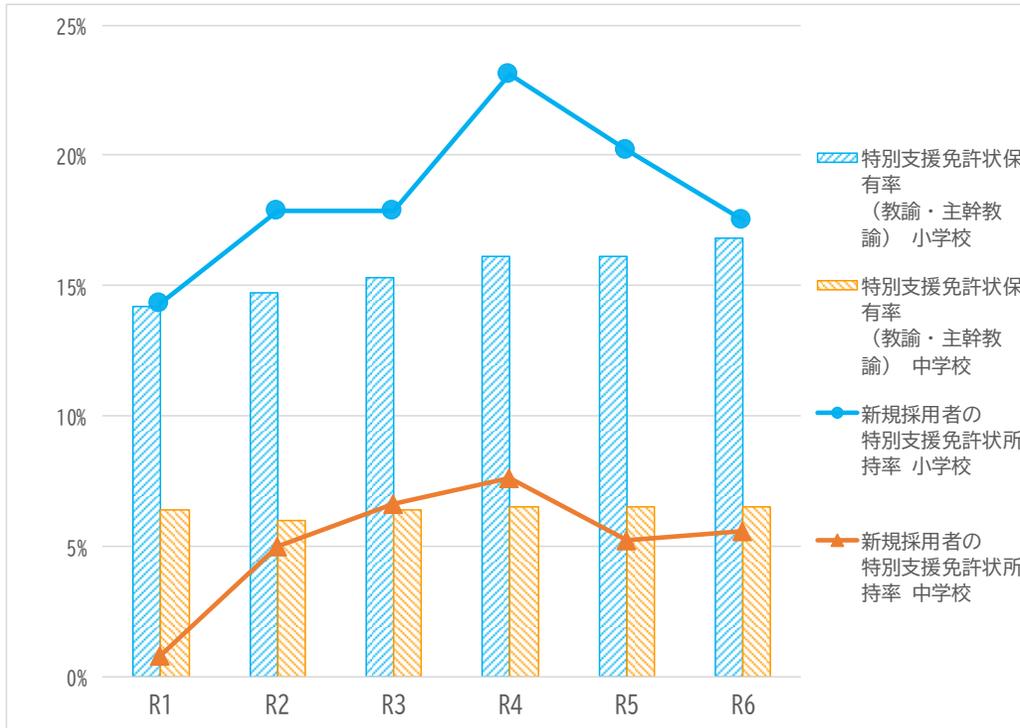
滋賀県内小・中学校教員 特別支援学校免許状の保有状況について

(1) 特別支援学校教諭免許状の保有状況

	新規採用者の特別支援免許状所持率		特別支援免許状保有率(教諭・主幹教諭)	
	小学校	中学校	小学校	中学校
R1	14.3%	0.8%	14.2%	6.4%
R2	17.9%	5.0%	14.7%	6.0%
R3	17.9%	6.6%	15.3%	6.4%
R4	23.1%	7.6%	16.1%	6.5%
R5	20.2%	5.2%	16.1%	6.5%
R6	17.5%	5.6%	16.8%	6.5%

(2) 特別支援学級担任・通級指導担当の特別支援学校教諭免許状の保有状況

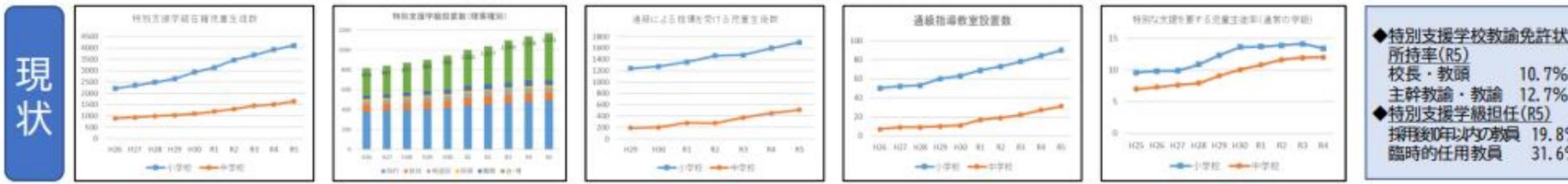
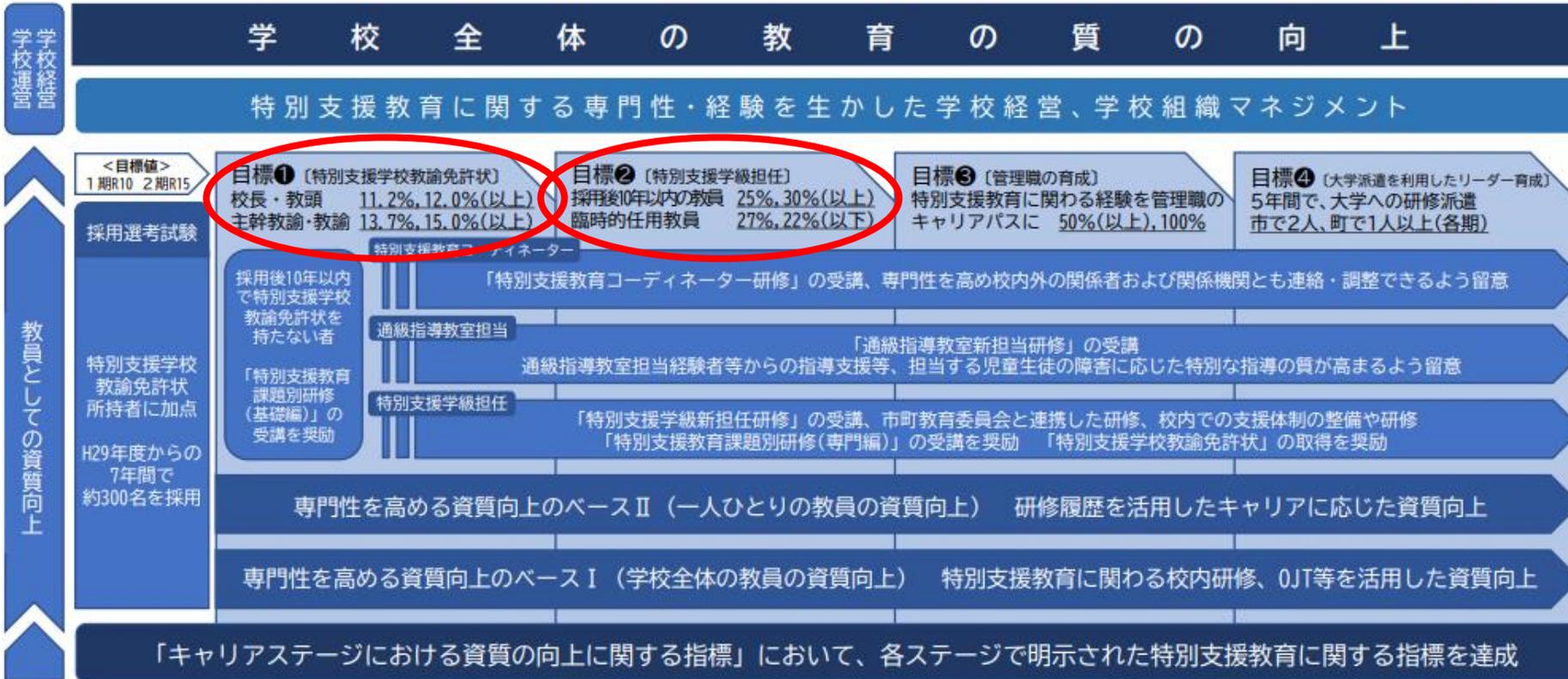
	特別支援学級担任		通級指導担当		特別支援学級設置数		通級指導教室設置数	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
R3	26.9%	21.5%	64.1%	68.2%	784	322	77	23
R4	25.5%	17.6%	60.7%	70.4%	809	336	84	27
R5	23.2%	21.0%	68.9%	58.1%	830	348	90	31
R6	20.7%	16.2%	47.4%	56.3%	845	359	97	32
R7	23.5%	20.7%	57.1%	52.9%	870	368	105	34



【指導の充実】教員の指導力や専門性の向上

「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等」(全体構想図) 【小中学校】

【別紙】
【滋賀県教育委員会】



【指導の充実】教員の指導力や専門性の向上

- 障害のある児童生徒を含め多様な児童生徒がどの学級にも在籍していることを前提として、全ての教師が特別支援教育に関する知識や経験を身に着け、学校全体で特別支援教育の充実を図っていくことが重要
- 特別支援学級、通級による指導の充実を図るため、一定のスキルや知識、経験をもった教師と経験の少ない教師とが複数で担当するなど、OJTでの人材育成を見据えた人事配置や校内体制が望まれる。

【指導の充実】令和6年度 特別支援教育に係る実態調査について

(毎年9月1日調査)

■通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害(LD,ADHD,高機能自閉症等)により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒の割合(診断の有無は問わない)

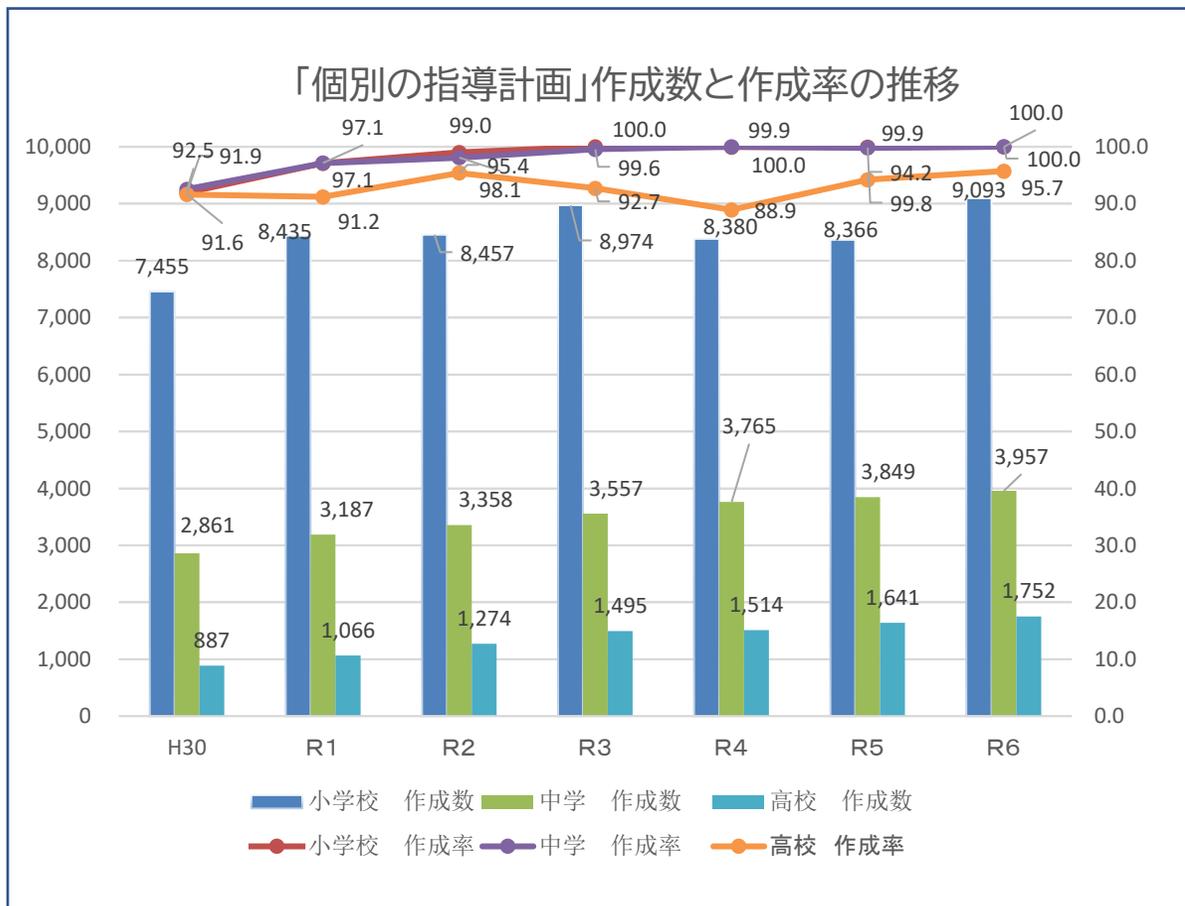
	滋賀県R6	全国R4※
小学校	14.80%	10.4%
中学校	12.53%	5.6%
小中学校 計	14.03%	8.8%
高等学校	7.62%	2.2%

※通常の学級に在籍する児童生徒で知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合。
「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」「多動性－衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について一つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

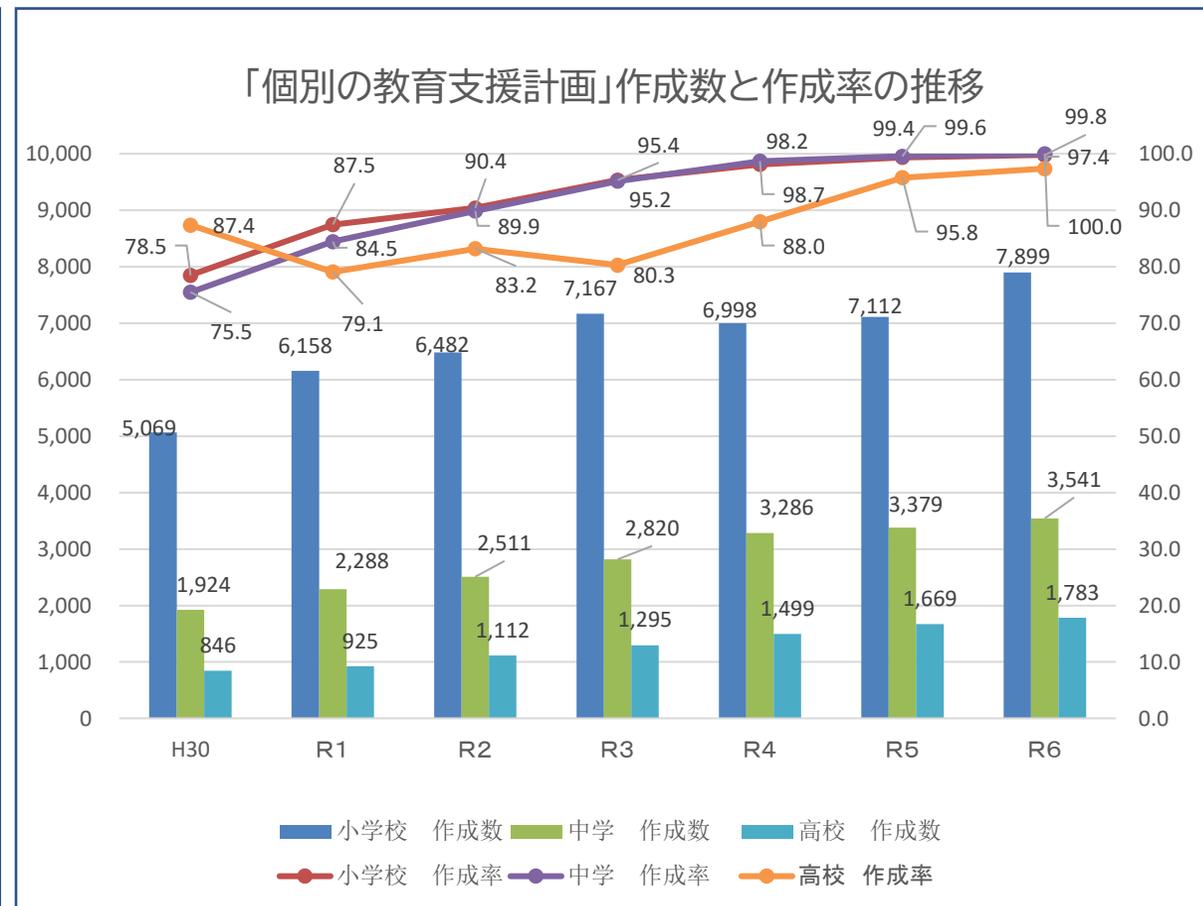
【指導の充実】 令和6年度 特別支援教育に係る実態調査について

(毎年9月1日調査)

(1)「個別の指導計画」作成数と作成率の推移



(2)「個別の教育支援計画」作成数と作成率の推移



【指導の充実】 令和6年度 特別支援教育に係る実態調査について

(毎年9月1日調査)

■個別の指導計画活用率

	R6
小学校	97.8%
中学校	97.9%
高等学校	48.8%

作成した個別の指導計画に基づき、8月末までに支援を開始している割合

■個別の教育支援計画活用率

	R6
小学校	73.2%
中学校	54.8%
高等学校	25.8%

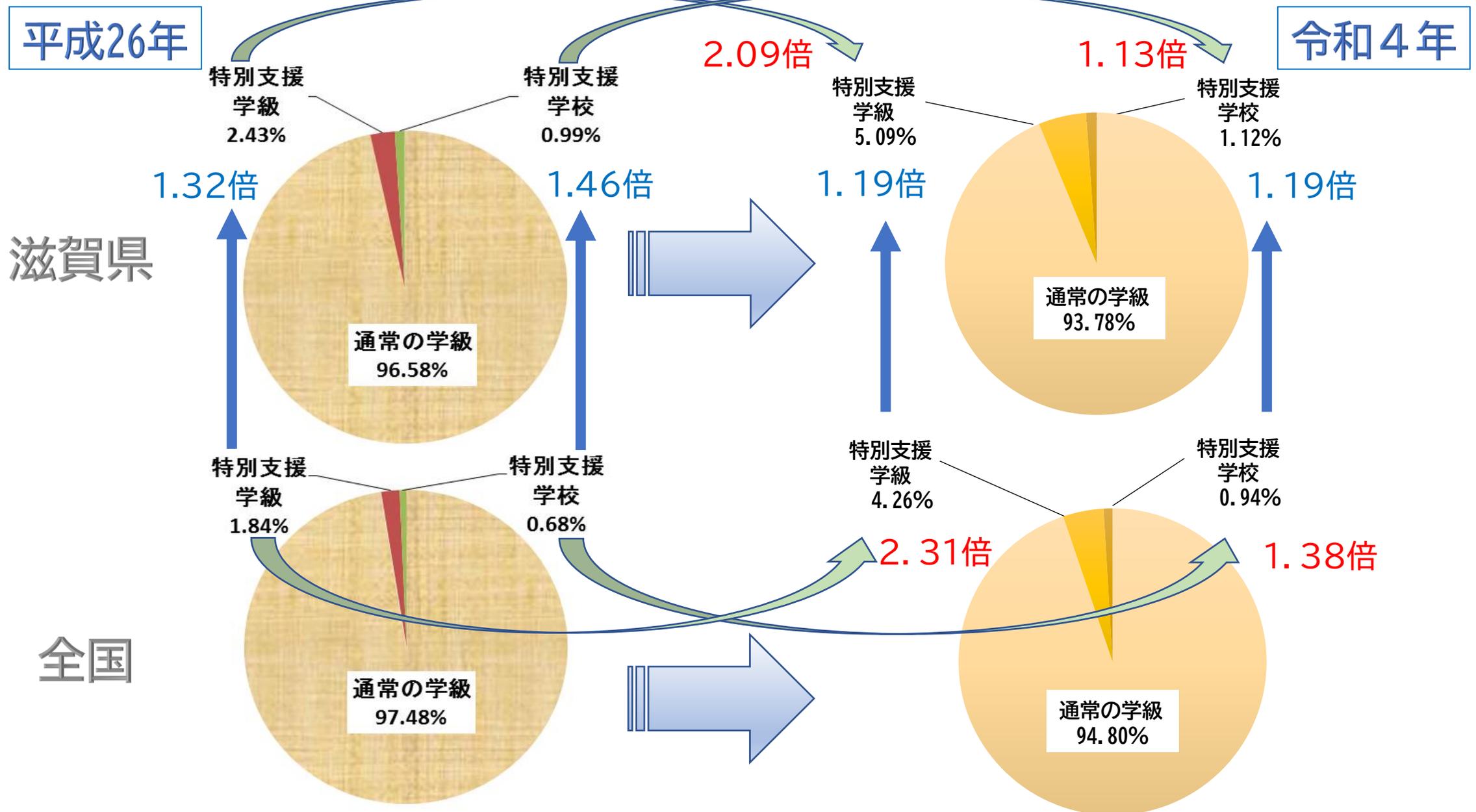
個別の教育支援計画を作成している児童生徒のうち、保護者（年齢・発達段階に応じて本人も含む）および関係機関と個別の教育支援計画の作成や評価にかかる連携を行っている割合

特別支援教育の充実のために

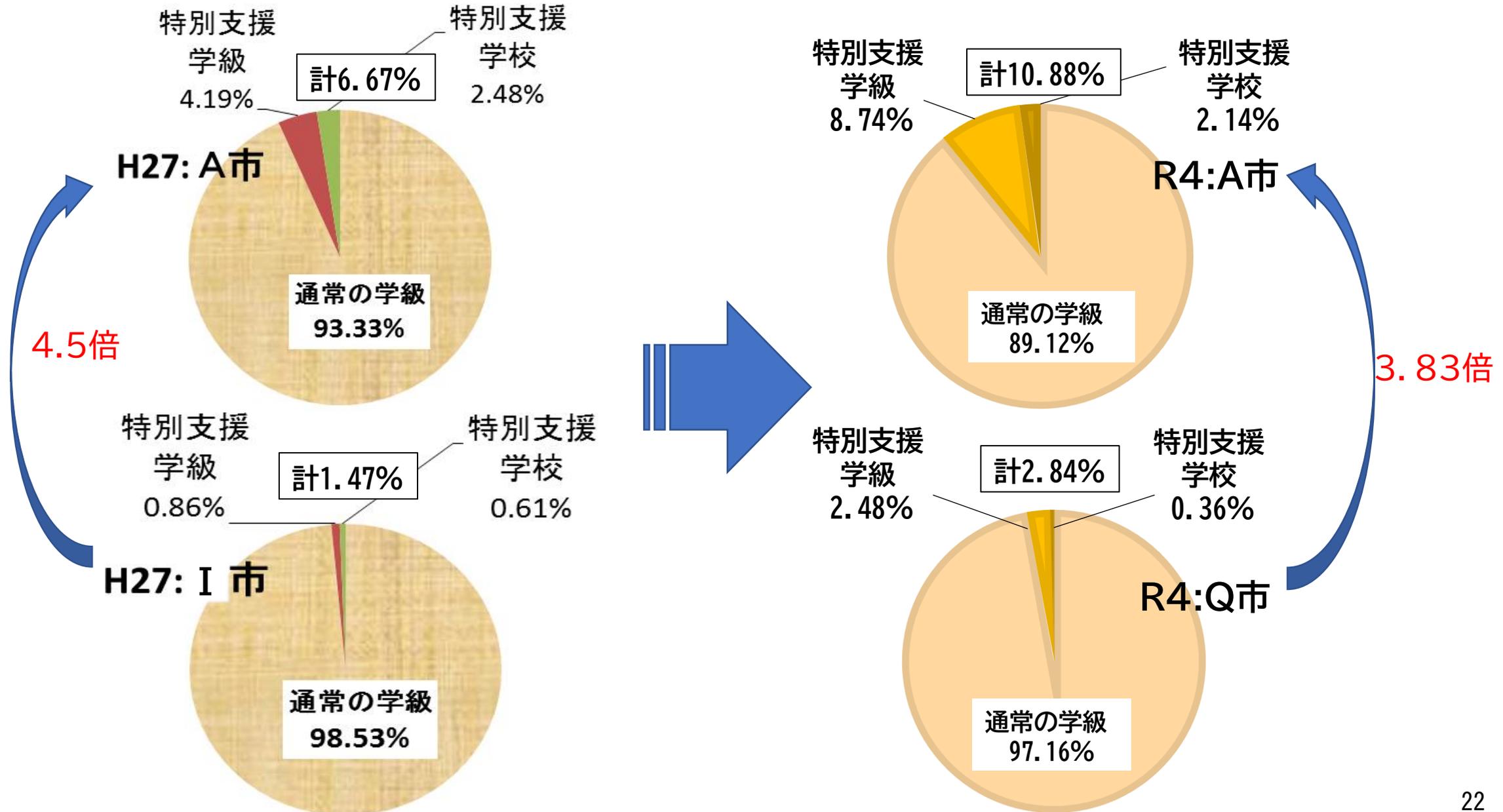
- 個別の指導計画の活用については、作成した全ての児童生徒に対して、個別の指導計画の内容が、早い時期から指導・支援に活かされることを目指していく。
- 個別の教育支援計画の活用については、活用率の上昇に向け、連携に係る校内体制を整えることや個別の教育支援計画の内容の充実を推進する。

(2)就学時の状況

義務教育段階の在籍割合(全国・滋賀の比較H26→R4)

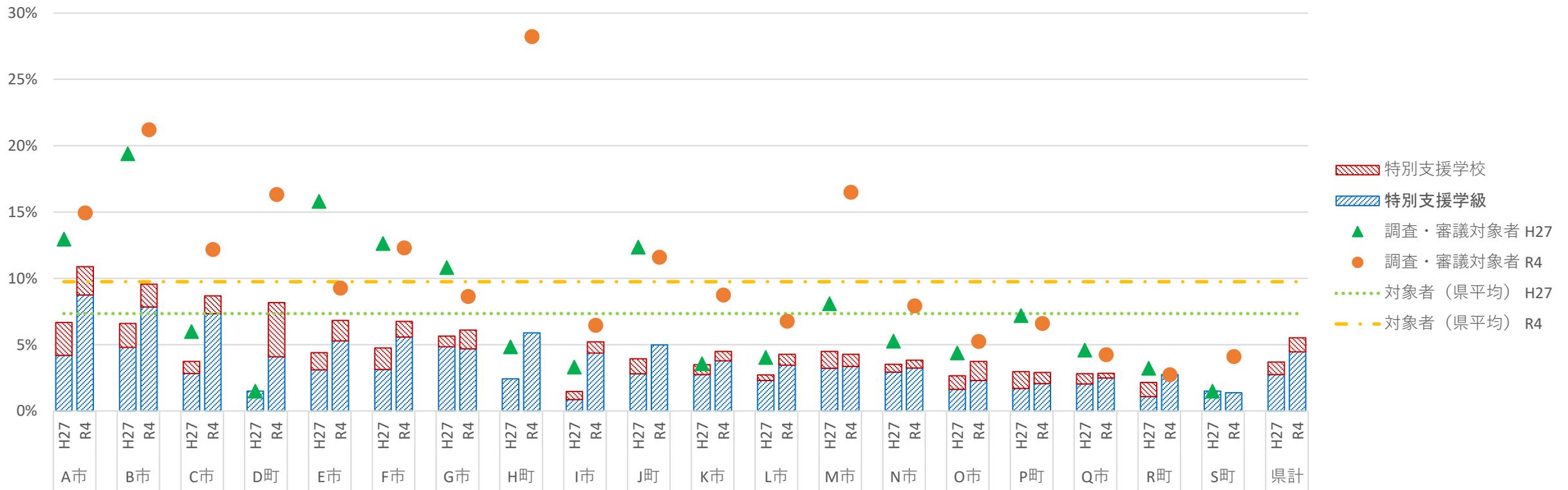


小学1年段階の就学先割合(県内2市の比較H27→R4)



適切な就学相談の推進

就学相談の調査・審議の対象となった者の割合とそのうち特別支援学級・特別支援学校に進学した者の割合(平成27年度・令和4年度小学校1年生)



適切な就学相談の推進

小学1年生段階の就学先と小学校6年生段階、中学生1年生段階の就学先の在籍人数の推移

(1) 特別支援学校と特別支援学級

	特別支援学校	特別支援学級
R1小学1年生在籍人数	110人	517人
R6小学6年生在籍人数	126人	775人
R7中学1年生在籍人数	167人	644人

(2) 特別支援学級学級別

	知的障害学級	肢体不自由学級	病弱・身体虚弱学級	弱視学級	難聴学級	自閉症・情緒障害学級
R1小学1年生在籍人数	280人	16人	10人	2人	9人	200人
R6小学6年生在籍人数	377人	16人	11人	1人	11人	359人
R7中学1年生在籍人数	294人	10人	4人	2人	9人	325人 ₂₄

適切な就学相談の推進

- 困難を示す児童を適切に支援の対象とするとともに、通常の学級の中でできる方策を十分に検討した上で、自立活動など特別の教育課程が編成できる通級による指導や特別支援学級の必要性を検討していくという段階的な検討のプロセスが必要

→校内体制の強化、市町教育委員会との共通理解促進

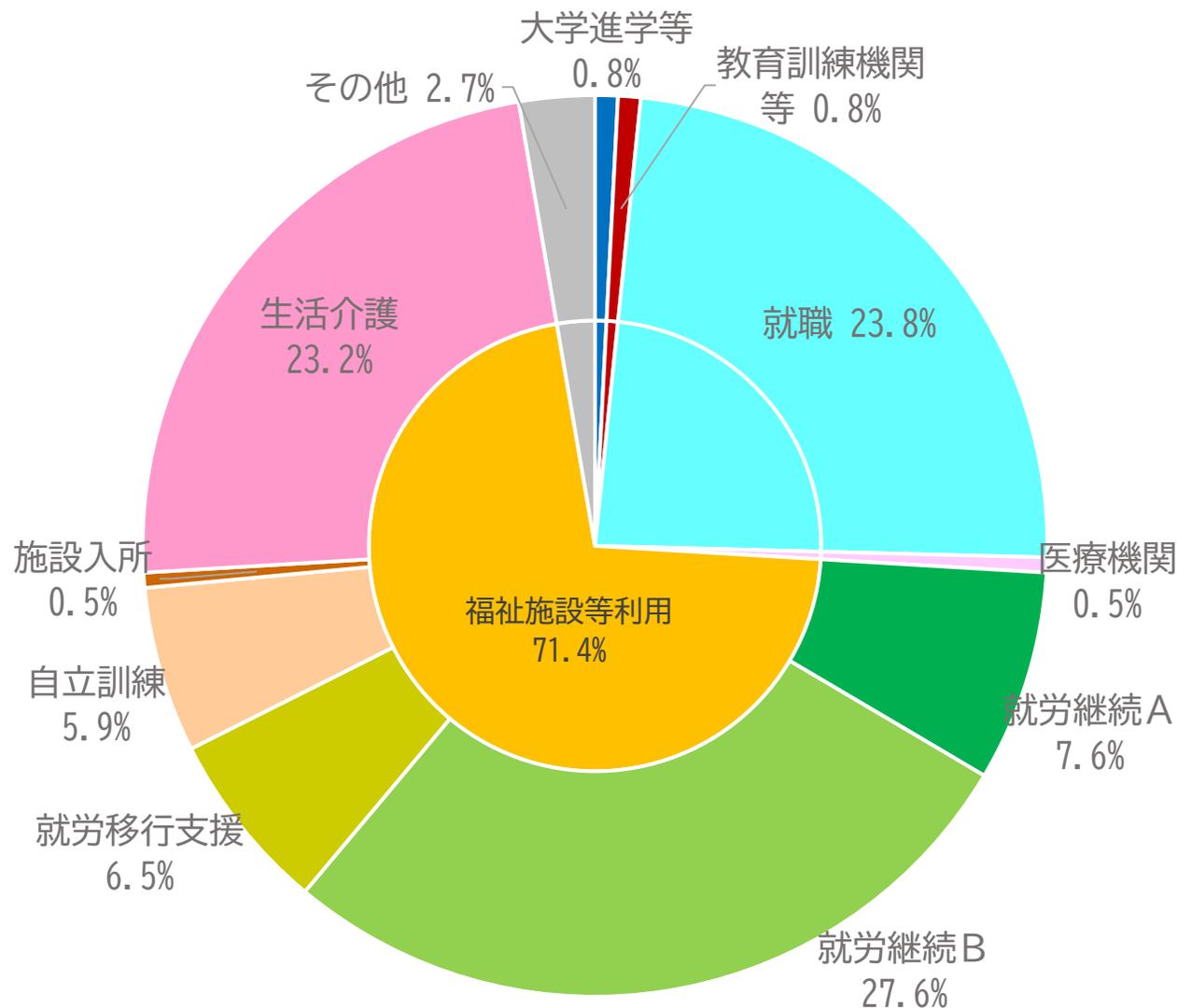
- 障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、障害の状態等の変化に応じて適切な教育を行うためには、就学前、就学时、そして就学後も継続して教育相談を行うことが重要であり、必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しを行うとともに、適切な時期に学びの場を柔軟に変更できるようにしていくことが必要

→研修の充実、市町教育委員会との情報共有・共通理解の推進

(3)特別支援学校高等部卒業生の進路状況

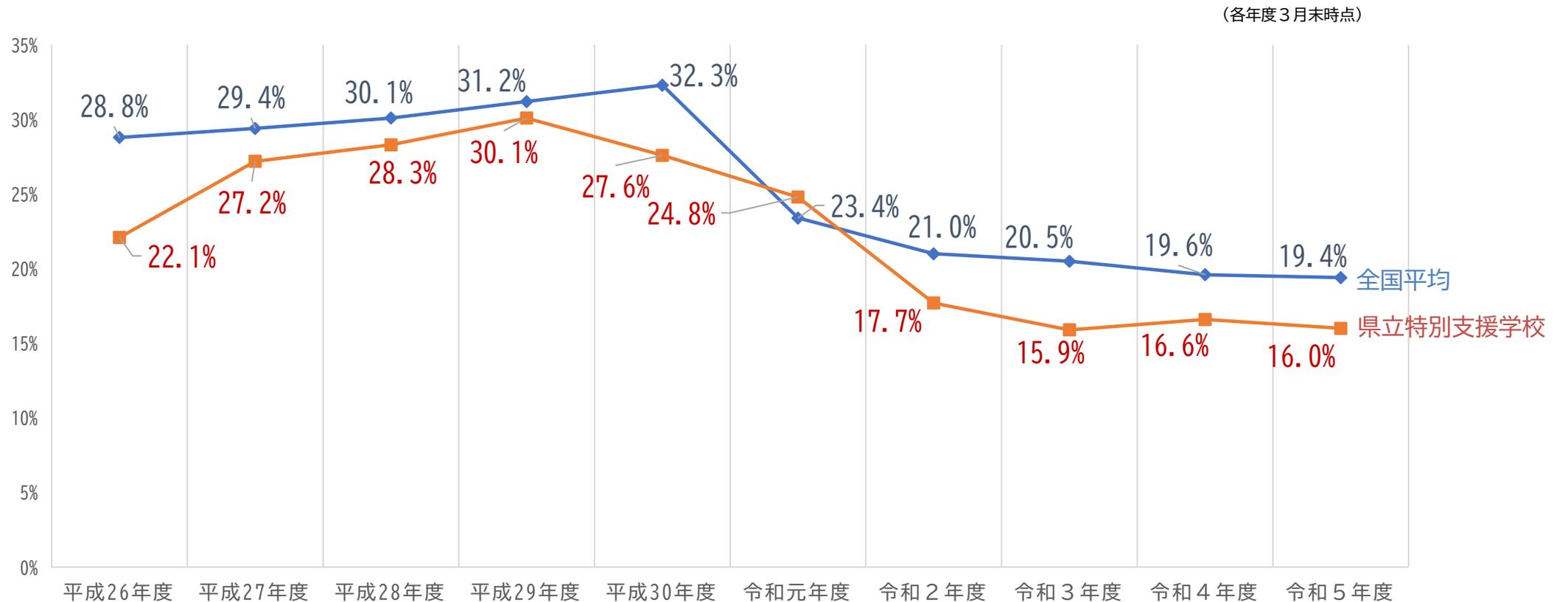
令和6年度県立特別支援学校高等部の卒業生の進路状況

	人数	内訳	構成比
大学進学等	3		0.8%
教育訓練機関等	3		0.8%
就職	88		23.8%
医療機関	2		0.5%
福祉施設等利用	264		
就労継続A		28	7.6%
就労継続B		102	27.6%
就労移行支援		24	6.5%
自立訓練		22	5.9%
施設入所		2	0.5%
生活介護		86	23.2%
その他	10		2.7%
計	370		100.0%



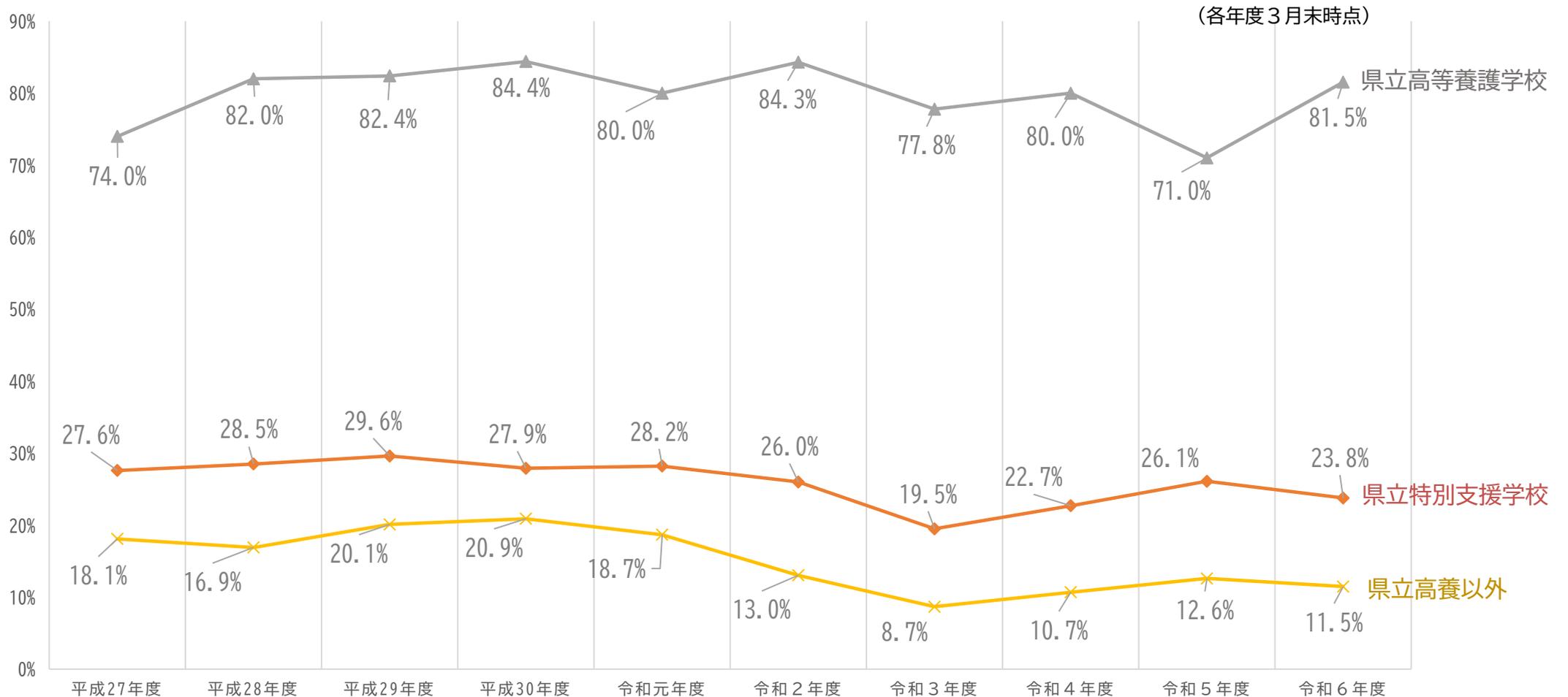
県立特別支援学校高等部卒業生の就職率推移

(国基準)

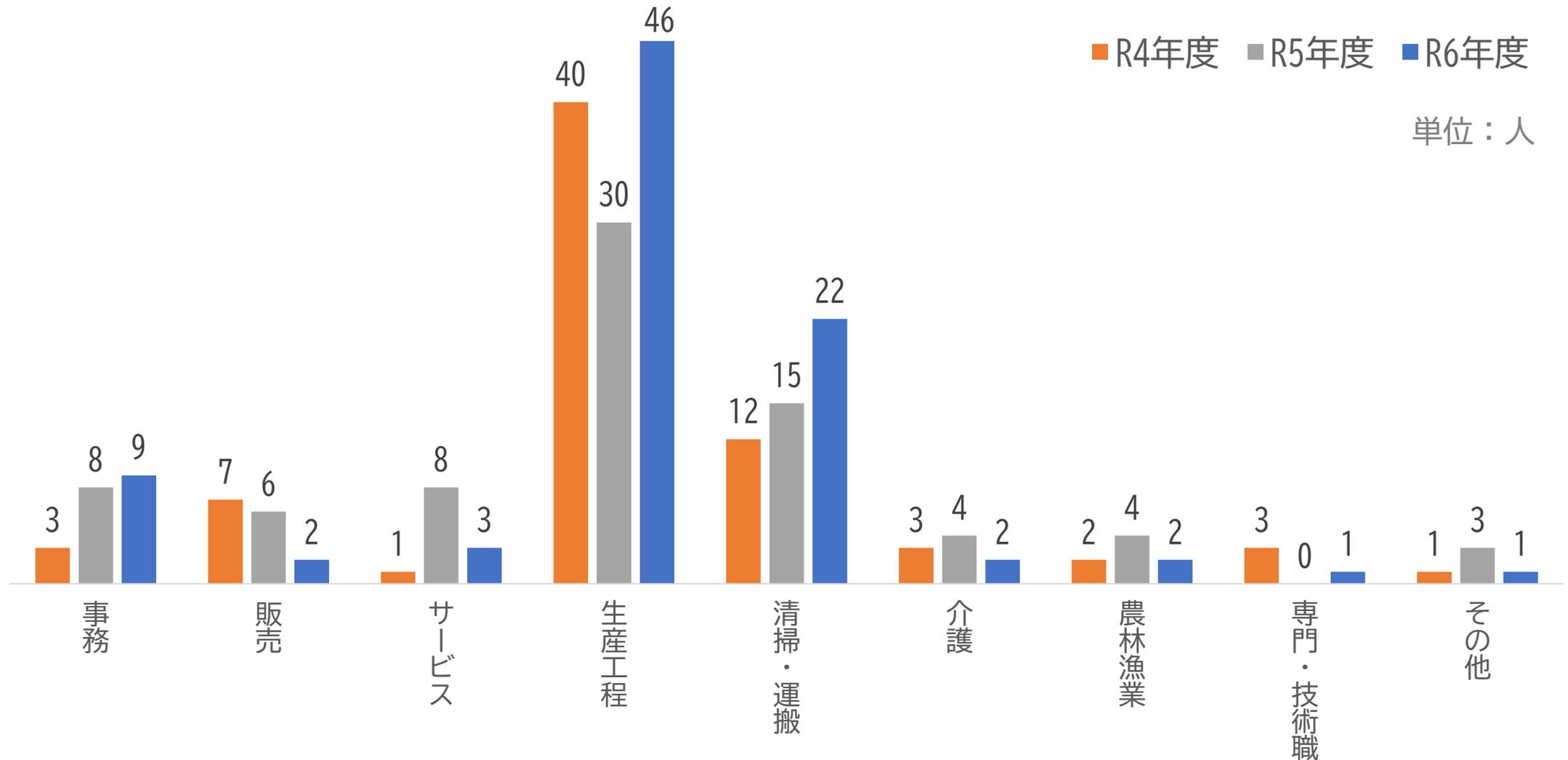


県立特別支援学校高等部卒業生の就職率推移

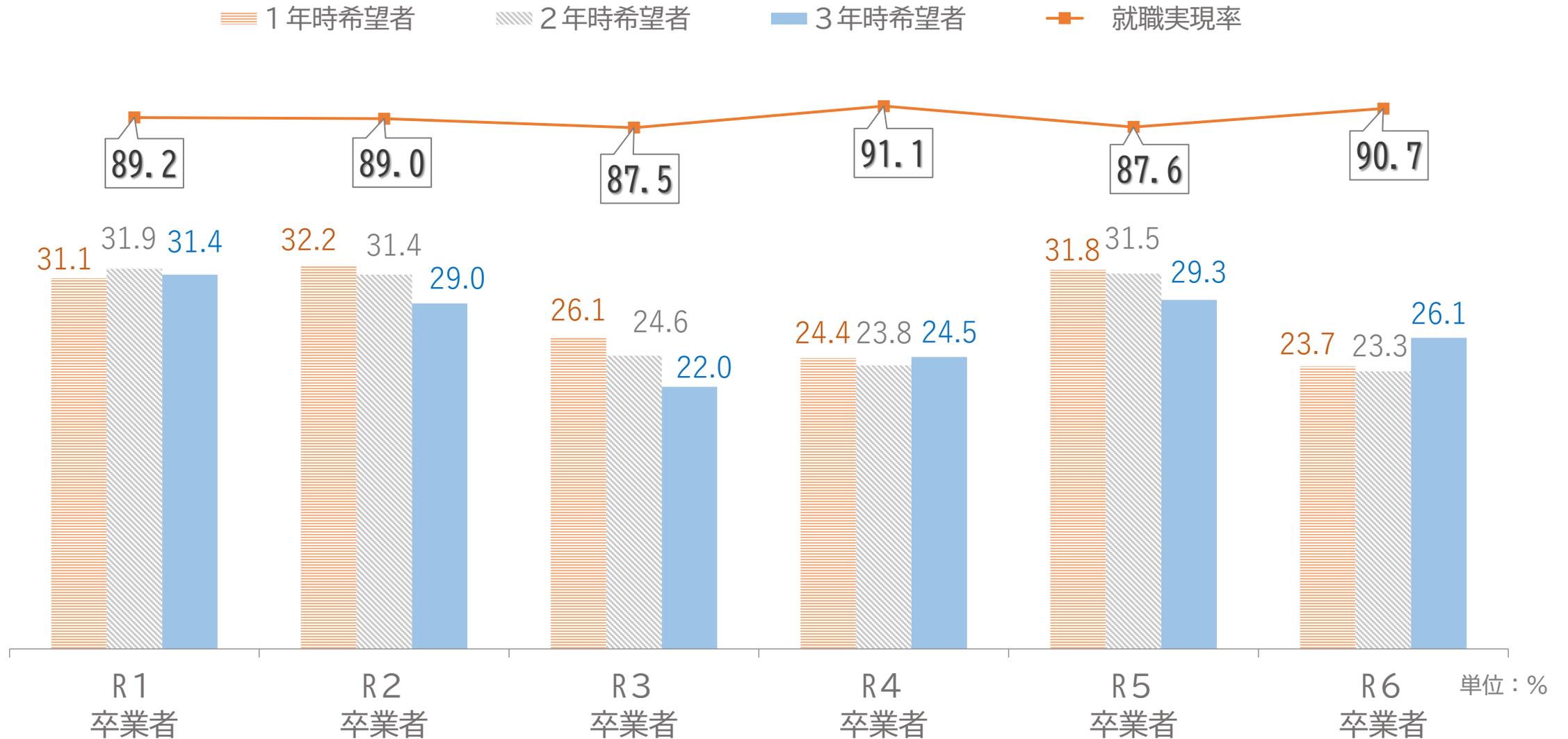
(県基準)



県立特別支援学校高等部卒業生の主な就職先職種



年度別就職希望率・就職実現率の推移



職業的自立と社会参加をめざした取組の充実

1 しがしごと検定

- ・企業と連携した検定実施
→ 検定の実務性と有効性を担保
- ・具体的な目標の設定
- ・客観的な評価・助言
→ 生徒の働く意欲のさらなる向上



1人ひとりの子どもが自らの障害に応じて
社会的・職業的に自立する

福祉施設等

一般企業

生活技能
コース等

保健・医療、

職業
コース等

福祉、労働部局や

しごと総合科

産業界等との連携

コース制の実施

特別支援学校（高等部）

高等養護学校

高等部分教室

目的・希望を持って入学

3 自分らしい生き方を育むキャリア教育事業

- ・小学部、中学部の早期の段階から社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育むキャリア教育の充実を図る。
- ・社会の一員として様々な活動を通して人と交流し、役割を担い、自己肯定感を高め、自分らしい生き方を実現できる力を育む。

4 就労アドバイザーの配置

- ・企業訪問による
実習先や就職先の拡大
- ・しがしごと応援団の活用促進
- ・しがしごと検定運営補助
- ・教育内容の充実にむけての助言
- ・就職にむけた生徒・保護者への
就労アドバイス



2 しがしごと応援団

特別支援学校の職業教育を
応援する企業の登録制度

- ・特別支援学校と連携する企業の
拡大
- ・見学先や実習先、就職先の拡大



第1章 計画の考え方

1 策定の趣旨
 平成27年3月策定の「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」に基づき、中長期的な具体的実施計画として策定した10年間の「実施プラン」が令和7年度末で終期を迎えることに伴い、次期計画の策定を行う。

2 計画の位置づけ
 滋賀県教育振興基本計画を上位計画としつつ、特別支援教育を推進するための施策を示す計画として、現行の「基本ビジョン」と「実施プラン」の重なる部分を整理し、一つの計画とする。

3 計画期間
 令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間(社会情勢の変化や国の動向等をふまえ、必要に応じて見直しを行う)

4 本県特別支援教育のめざす姿

- 障害のある子どもも障害のない子どもも、地域で共に生きていくために必要となる社会生活能力を身に付け、社会的・職業的に自立し社会参加できる。
- 障害のある子ども一人ひとりが、「地域で学ぶ」ことを基本とし、その教育的ニーズに応じた学びの場を柔軟に選択することができる。
- 「(地域で)共に学ぶ」ことにより、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、地域社会の一員として心豊かに成長できる。

第2章 滋賀の特別支援教育の現状

1 特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の増加

- 本県が設置している特別支援学校に在籍する児童生徒は、令和7年度2,416人と過去最高となった。少子化の影響がある一方で、知肢併置特別支援学校では増加傾向が続いている。
- 市町立小中学校においては、特別支援学級に在籍する児童生徒数が、過去10年で2倍近くに増加している。通級による指導を受ける児童生徒数も増加。
- 市町立中学校の特別支援学級卒業生の59.3%が高等学校へ進学する現状があり、高等学校においても特別な支援を要する生徒が増加している。

2 特別支援教育に関する国の動向

- 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備「連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備」
(新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告 令和3年1月)
- 特別支援教育に関わる教師の専門性向上に向けた方策
(特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告 令和4年3月)
- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策
「校内支援体制の充実」「通級による指導の充実」「特別支援学校のセンター的機能の充実」「インクルーシブな学校運営モデルの創設」
(通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告 令和5年3月)

3 基本ビジョン策定後の本県における主な施策

- H28 「しがごと検定」の開始
生徒の就労意欲を高め、働くことに必要な基礎的な態度や技能を身に付けることを目的として実施。
- H30 高等学校における通級による指導の開始
県立愛知高等学校において実施。R7～県立北大津高等学校実施
- R2 「医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業」の開始
通学途上で医療的ケアが必要な児童生徒について、看護師が同乗する車両で送迎することにより、保護者の負担軽減を図る。
- R4 副次的な学籍の制度化
障害のある児童が居住地の小中学校と県立特別支援学校の双方に学籍を置き、小中学校における「共に育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現

第3章 基本理念

障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる。

第4章 現行実施プランの取組状況と課題

①発達段階に応じた指導の充実

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成率は高まった一方で、計画に基づき合理的配慮の観点で踏まえた指導・支援が必要。通常の学級において個に応じた指導・支援の推進と充実を図るため、すべての児童生徒が安心して学べる授業づくりが必要

②社会的・職業的自立の実現

高等養護学校を職業学科に改編するとともに、知肢併置養護学校高等部に職業コース等を設置。小中学部の段階から、社会の一員として役割を担う活動を通して人と交流し、自己肯定感を高め、自分らしい生き方を実現できる力を育むためのキャリア教育の推進が必要

③教員の指導力や専門性の向上

特別支援学校において、幼児児童生徒の障害の多様化が進むとともに、小中高等学校の通常の学級においても特別支援教育の必要性が増大。すべての教員が障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫する力を身に付け、実態把握や目標・手立ての構築ができるよう特別支援教育に関する知識、合理的配慮に関する理解等が必要

④教育環境の充実

市町立小中学校および県立高等学校で特別な教育的支援を必要とする児童生徒の困難さを適切に把握し、多様な学びの機会の確保と支援に結びつけるために、校内体制のさらなる整備が必要。県立特別支援学校環境整備方針に基づき、新設校の早期実現に向けて取組を進めることが必要

⑤適切な就学相談の推進

特別支援学校への就学率1.12%、特別支援学級への入級率5.09%はともに全国よりも高い。児童生徒や保護者が、積極的に地域の学校で共に学ぶことを選択できるよう、就学に向けた支援を、早期から適切に行うことが必要

⑥教育における連携(役割分担)の推進

保健・医療機関との連携により、早期から一貫した教育相談・支援を行うことが必要。また福祉、労働等の機関と連携し、適切な支援を実施するなど、就学前から卒業後まで切れ目ない支援を行うことが必要

第5章 基本の柱と取組の方向性

「共に学ぶ」をめざす姿とし、「三方よし」の3本柱を構成する6つの観点で具体的取組を進める。

柱1 夢と生きる力を育む

観点①個別最適な学びと実態に応じた指導・支援の充実

- ・通常の学級における、個に応じた指導・支援の充実
- ・誰もが「わかった」「できた」「もっと学びたい」と感じられるよう、ICTの効果的な活用やユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり
- ・すべての校園における、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用、引き継ぎによる切れ目ない指導・支援

観点②社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進

- ・人との交流を通して自己肯定感を高め、自己理解・自己決定できる力の育成に向けた早期の段階からのキャリア教育の実施
- ・就労意欲と働くために必要な基礎的な技能を高める「しがごと検定」の継続実施

柱2 学びの基盤を支える

観点③すべての教職員の専門性の向上

- ・インクルーシブ教育システムの理念や合理的配慮についての正しい理解のもと、特別な支援が必要な幼児児童生徒の困り感を、適切に支援につなぐ組織的対応の促進
- ・特別支援教育コーディネーターおよび特別支援学級担任等の専門性向上の推進
- ・外部専門家、特別支援学校のセンター的機能を活用した研修の充実

観点④多様な学びの機会の確保と教育環境の整備・充実

- ・副籍制度を中学生段階へ拡大し、継続的に実施
- ・小中高等学校への支援員・看護師の配置の推進
- ・高等学校における通級による指導の拡充と実施体制の整備
- ・インクルーシブな学校運営についての研究
- ・県立特別支援学校の新設など、教育環境整備の着実な推進

柱3 みんなで学びに関わる

観点⑤適切な就学相談の推進

- ・就学先決定の仕組みや手続きの共通理解の促進、本人・保護者への適切な情報提供
- ・早期から適切な支援を提供し、ステージごとに支援を引き継ぐことを前提とした、適切な就学相談、進路選択
- ・県内どの市町においても、知的障害の程度に関する統一した指標を活用した就学相談や指導が受けられる体制整備

観点⑥関係機関との連携による切れ目ない支援の充実

- ・保健・医療、福祉、労働等の行政機関や事業所との在校時からの連携、卒業後の進路先・就労先等への支援の引き継ぎ
- ・コミュニティ・スクールなど、地域と学校が連携・協働する活動を通じた、障害や支援への理解の促進

滋賀県附属機関設置条例

平成 25 年滋賀県条例第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項および第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関（別表第 3 項に掲げる附属機関にあつては知事）が任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門委員等)

第 3 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第 4 条 附属機関は、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(滋賀県基本構想審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 滋賀県特別職報酬等審議会設置条例（昭和 39 年滋賀県条例第 59 号）

(2) 滋賀県公有財産審議会設置条例（昭和 50 年滋賀県条例第 32 号）

(3) 滋賀県基本構想審議会条例（昭和 59 年滋賀県条例第 37 号）

(4) 滋賀県琵琶湖水政審議会設置条例（昭和 35 年滋賀県条例第 4 号）

(5) 滋賀県高齢化対策審議会設置条例（昭和 61 年滋賀県条例第 12 号）

(6) 滋賀県青少年問題協議会条例（昭和 28 年滋賀県条例第 28 号）

(7) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会条例（平成 12 年滋賀県条例第 120 号）

(8) 滋賀県観光事業審議会条例（昭和 29 年滋賀県条例第 60 号）

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関およびその委員その他の構成員は、この条例の規定による相当の附属機関およびその委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際知事または教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関およびその委員その他の構成員についても、同様とする。

4 前項の規定により別表第1項の表の滋賀県観光事業審議会の委員となった者の任期は、同表の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

5 付則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。付則第3項後段に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても、同様とする。

(省 略)

別表 (第2条関係)

1 知事の附属機関

(省 略)

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県特別支援教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じて教育上特別の支援を必要とする障害のある幼児、児童および生徒の教育支援に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 教育機関の職員 (4) 県の職員	2年

(省 略)

3 知事および教育委員会の附属機関

(省 略)

○滋賀県特別支援教育支援委員会規則

昭和 50 年 4 月 28 日滋賀県教育委員会規則第 10 号

改正 昭和 58 年 9 月 30 日教育委員会規則第 15 号

平成 17 年 1 月 1 日教育委員会規則第 1 号

平成 18 年 12 月 28 日教育委員会規則第 11 号

平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号

平成 20 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号

平成 24 年 6 月 6 日教育委員会規則第 3 号

平成 25 年 7 月 5 日教育委員会規則第 13 号

平成 29 年 3 月 31 日教育委員会規則第 1 号

平成 30 年 3 月 30 日教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）第 5 条の規定に基づき、滋賀県特別支援教育支援委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第 2 条 委員会に、会長および副会長各 1 人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 4 条 委員会は、必要に応じ、その専門的業務をつかさどるため、専門部会を置くことができる。

(調査員)

第5条 委員会は、必要に応じ、専門の事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、県教育委員会が任命する。

3 調査員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 昭和58年9月30日において現に委員の職にある者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、昭和59年3月31日までとする。

付 則 (昭和58年教委規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年教委規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年教委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年教委規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年教委規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年教委規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項

(平成30年7月13日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、滋賀県特別支援教育支援委員会規則（昭和50年滋賀県教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第7条に基づき、その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 規則第4条に規定する専門部会は、必要に応じ、会長が委員会に諮って、調査審議すべき事項に応じた専門部会を置くこととし、その所属委員は、委員の中から会長が指名する。

(会議)

第3条 委員会および専門部会の会議（以下「会議」という。）の開催は、次のとおりとする。

(1) 委員会

会長が必要と認めるとき。

(2) 専門部会

会長が必要と認めるとき。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。
- 3 会長は、特に必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による調査審議を行うことができる。この場合において、会長はその結果を次の会議に報告しなければならない。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に対し、会議に出席を求めることができる。

(会議の公開等)

第4条 会議は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合および会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除いて、公開するものとする。

- 2 会議の公開または非公開の決定は、会長が会議に諮って行うものとする。
- 3 会議を公開する場合は、会議の傍聴および議事録の公開により行うものとし、必要な手続きは、会長が委員会に諮って別に定めるものとする。

(その他)

第5条 委員会の運営に関し、その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定めるものとする。

付則

- 1 この要項は、平成30年7月13日から施行する。
- 2 この要項の施行に伴い、滋賀県就学指導委員会運営要項（昭和50年4月28日制定）は廃止する。

○滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領

(平成30年11月13日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項（平成30年7月13日制定。以下「運営要項」という。）第4条第3項の規定により、滋賀県特別支援教育支援委員会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催の周知)

第2条 会議を開催する場合、教育委員会事務局特別支援教育課（以下「事務局」という。）は、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）に、インターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 傍聴の手続
- (6) 議事録等の公表の時期および方法
- (7) 問い合わせ先

(会議の公開または非公開の決定)

第3条 運営要項第4条第2項の規定に基づく、会議の公開または非公開の決定については、会議の議事に先立ち、会議に諮って決定するものとする。

(傍聴の手続等)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ住所、氏名その他会長が必要と認める事項を申し出て、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 会議を傍聴しようとする者が傍聴席の定員を超える場合は、抽選その他会長が適当と認める方法により、傍聴券の交付を受ける者を定めるものとする。
- 3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、関係の係員に当該傍聴券を示し、その指示に従わなければならない。
- 4 報道機関からの依頼があった場合は、傍聴人と別に傍聴（取材）を認める。
- 5 議事に公開する部分と非公開とする部分が混在する場合は、公開する部分に限り傍聴者の傍聴および報道機関の傍聴（取材）を認める。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕等を携帯している者

- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他の人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議に対して批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
 - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (5) 非公開となる議事の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 会長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。
- 3 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(議事録の作成)

第7条 会議を開催したときは、事務局は次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議題
 - (4) 調査審議の経過
 - (5) 議決した事項
 - (6) その他必要な事項
- 2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成するものとする。
- 3 公開した会議の結果については、議事録を会議資料とともに県民情報室において、会議開催の翌年度末までの間、閲覧に供するとともに、インターネット上のホームページへ掲載するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴および議事録の作成等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要領は、平成30年11月13日から施行する。